令和5年度

学校いじめ防止基本方針

「いじめ」は、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうることであるという認識に立ち、本校の全ての子どもが安心して学校生活を送り、楽しく心豊かに様々な活動に取り組むことができるいじめのない学校をつくるために「あやめ野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下に五つのポイントを示す。

- ① 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- ② 人権意識を高め、子どもと子ども、子どもと教職員をはじめとする校内における温かな 人間関係を築く
- ③ 子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決に努める
- ⑤ いじめ問題について、保護者・地域そして、関係機関との連携を深める

1 いじめとは?

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

学校では、「いじめ」を訴えてきた子どもの立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、子どもを守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

成長途上にある子どもは、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれや集団で無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォンなどでインターネット上に、悪口の書き込みなど嫌なことをされる 等

2 いじめを未然に防止するための取組

子どもの権利条例の理念を踏まえた取組も進める。

- ① 子どもの意思表明権を重視した主体的な取組
- ② 子どもがいじめられない安心して生活できる学習生活の環境づくり

(1) 子どもに対して

- ① 子ども一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる・できる・楽しい授業づくりに努め、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する 達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や子ども一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習や 学級活動を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもがもつように、様々な活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要であることも併せて指導する。

(2) 教職員として

- ① 子ども一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 子どもが自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を行うことに努める。
- ③ 思いやりや心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ④「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して子どもに示す。
- ⑤ 子ども一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 子どもや保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感 覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告相談や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ⑨ 自己有用感や自己肯定感を高めて、児童間での助け合い(ピアサポート)ができる資質・能力の育成を図る。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②「いじめ問題」に関する研修会を行い、「いじめ」について教職員の理解を深めるとともに、いじめを 未然に防止するための実践力を高める。
- ③ 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会などで行い、学校として「いじめは絶対にゆるされない」ということや、「いじめ」に気付いた時は、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
- ④「いじめに関するアンケート調査」を年3回は実施し、結果から予防と早期発見、早期対応を教職員 全体の共通認識のもと行う。
- ⑤ 定期的に児童理解のための情報交流を行い、"共通理解"と"相互支援"のできる職員集団を目指す。

- ⑥ ブロックの連帯感や全校への所属感を育てる学校行事。あいさつと憧れでつながる児童会活動 (「あやめっ子活動」「委員会」「クラブ」)を充実させる。
- ⑦ いつでも誰にでも相談できる体制を充実させる。

(4) 保護者・地域に対して

- ①「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから子どもが発するサインに気付いたら、 学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを、学校便りや懇談会等で伝え、理解と協力を求める。

3 早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① 子どもの様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど して、組織的に対応する。
- ② 様子に変化が感じられる子どもには、積極的に声を掛け、安心感をもたせる。
- ③ アンケート調査等を活用し、子どもの人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決してい こいうとする姿勢を示して子どもとの信頼関係を深める。

(2) 誰にでも相談できる学校に

- ① いじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもに伝えていく。
- ② いじめられている子どもや保護者からの訴えは親身になって聞き、子どもの悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめられている子どもが自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた時は、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を 共有する。

(3) いじめの早期解決のために

- ① 教職員が気付いた、あるいは子どもや保護者から相談があった場合、事実関係を早期に把握する。 その際、被害者、加害者といって二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。また、必要に応じて 教育委員会など関係機関に相談し、助言を求める。
- ② 事実関係を把握する際には、組織的な体制の下に行う。
- ③ いじめている子どもに対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ④ いじめることが相手を傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ⑤ いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その子どもの心の安定を図る指導をする。
- ⑥ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。

4 校内体制「いじめ防止対策委員会」の設置

【構成】

校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、学級担任など関係する職員、特別支援コーディネーター 必要に応じて、スクールカウンセラー、特別支援教育巡回相談員など、目的に応じて弾力的に構成する。

(1) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、子どもや保護者へのいじめ防止の 啓発等に関することを行う。

(2) 対応

いじめの相談があった場合には、当該学年主任や担任を加え、事実確認の把握、関係する子どもや保護者への対応等について協議を行う。尚、いじめに関する情報については、個人情報の取扱いに配慮しながら、本校の教職員で共有するようにする。

5 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

いじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たる。

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

【参考】いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは諸葛警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童などの生命、身体又は財産に甚大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTA や地域での会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすることをお願いする。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、子どもの生命、心身または財産等に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
- ②いじめにより、在籍する子どもが相当の期間(年30日間)、学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあるとき。

(2) 発生時の対応

- ①重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事案に対処するための組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、子どもの尋常に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③いじめを受けた子ども・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

【いじめ対応フローチャート】

